

議案第40号

北九州市立特別支援学校高等部学則の一部改正について

北九州市立特別支援学校高等部学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年1月23日提出

北九州市教育委員会
教育長 垣迫 裕俊

提案理由 小倉北特別支援学校高等部、小倉南特別支援学校高等部、八幡特別支援学校高等部及び北九州中央高等学園の入学定員を平成27年度に限り変更するため、関係規定を改める必要があるので、この案を提出する。

北九州市立特別支援学校高等部学則の一部改正について

1 改正理由

北九州市立特別支援学校高等部について、平成27年度入学志願希望調査の結果、特別支援学校（知的障害）高等部を志願する生徒数が、定員より多い状況が明らかとなった。福岡県及び本市では、特別支援教育の充実を図るため、志願希望者全員の受入れを方針としている。そこで、平成26年10月30日付け北九教学教第829号において、福岡県教育委員会に平成27年度北九州市立特別支援学校高等部の学級増について認可申請したところ、平成26年12月4日付け26教教第3163号において、小倉北特別支援学校、小倉南特別支援学校、八幡特別支援学校及び北九州中央高等学園の学級編制の変更（普通学級の臨時増設）の認可があった。

ついては、特別支援学校高等部の定員について、下記のとおり北九州市立特別支援学校高等部学則の一部を改正するもの。

2 改正内容

北九州市立特別支援学校高等部学則について、小倉南特別支援学校の入学定員数を平成27年度に限り、「22人」から「40人」に変更する。（小倉北特別支援学校、八幡特別支援学校、北九州中央高等学園については、平成26年度も同数の定員増を行っているため改正なし）

なお、1年に限る特例のため、付則の改正を行うもの。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 その他

北九州市立特別支援学校高等部学則における入学定員数の特例に係る改正については、これまでも付則第2項を上書きする形で改正を行ってきたため、今回の改正についても従前と同様の方法にて改正を行うもの。

よって、現行の付則第2項からの改正内容は、新たに小倉南特別支援学校の入学定員数の変更について加え、企救特別支援学校、八幡西特別支援学校については別表のとおりとするため削除する。

1 特別支援学校(知的障害)高等部 学級数及び定員

※ 下線部分が臨時的増設

(網掛けは今回新たに認可されたもの)

学 校 名	平成27年度設置予定学級数等			平成26年度設置学級数等			基本 定 員
	学 級 数		定 員	学 級 数		定 員	
	普通学級	重複学級		普通学級	重複学級		
小倉北特別支援学校	<u>2</u>	1	<u>22</u>	<u>2</u>	1	<u>22</u>	13
小倉南特別支援学校	<u>4</u>	1	<u>40</u>	<u>3</u>	1	<u>31</u>	22
小池特別支援学校	1	1	13	1	1	13	13
八幡特別支援学校	<u>3</u>	1	<u>31</u>	<u>3</u>	1	<u>31</u>	22
北九州中央高等学園	<u>5</u>	—	<u>49</u>	<u>5</u>	—	<u>49</u>	39
合 計	<u>15</u>	4	<u>155</u>	<u>14</u>	4	<u>146</u>	109

※ 定員は、普通学級(定員9人)、重複学級(定員4人)とする。(北九州中央高等学園を除く)

※ 北九州中央高等学園は高等部のみの就労を目指す学校として、H19年の開校時に県の認可を受け、普通学級のみ(作業コース定員9人・職業コース定員10人)としている。

<作業コース9人×1クラス+職業コース10人×4クラス=49人>

2 特別支援学校(肢体不自由)高等部 学級数及び定員

※ 下線部分が臨時的増設

学 校 名	平成27年度設置予定学級数等			平成26年度設置学級数等			基本 定 員
	学 級 数		定 員	学 級 数		定 員	
	普通学級	重複学級		普通学級	重複学級		
北九州特別支援学校	1	1	13	1	1	13	13
八幡西特別支援学校	1	1	13	1	<u>2</u>	<u>17</u>	13

※ 定員は、普通学級(定員9人)、重複学級(定員4人)とする。

3 特別支援学校(病弱)高等部 学級数及び定員

※ 下線部分が臨時的増設

学 校 名	平成27年度設置予定学級数等			平成26年度設置予定学級数等			基本 定 員
	学 級 数		定 員	学 級 数		定 員	
	普通学級	重複学級		普通学級	重複学級		
企救特別支援学校	1	0	9	1	<u>1</u>	<u>13</u>	9

※ 定員は、普通学級(定員9人)、重複学級(定員4人)とする。

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立特別支援学校高等部学則の一部を改正する規則

北九州市立特別支援学校高等部学則（昭和49年北九州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

付則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

付則第2項の見出しを「（平成27年度における入学定員の特例）」に改め、同項中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、「、北九州市立企救特別支援学校」、「、北九州市立八幡西特別支援学校」及び「、同表の北九州市立企救特別支援学校の項中「9人」とあるのは「13人」と」を削り、「北九州市立小倉南特別支援学校の項中「22人」とあるのは「31人」」を「北九州市立小倉南特別支援学校の項中「22人」とあるのは「40人」」に改め、「、同表の北九州市立八幡西特別支援学校の項中「13人」とあるのは「17人」と」を削る。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

新	旧
<p data-bbox="197 199 286 231">付 則</p> <p data-bbox="197 279 331 311"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="129 359 235 391">1 略</p> <p data-bbox="168 438 649 470"><u>(平成27年度における入学定員の特例)</u></p> <p data-bbox="129 758 1108 1356">2 <u>平成27年度</u>における北九州市立小倉北特別支援学校、北九州市立小倉南特別支援学校、北九州市立八幡特別支援学校及び北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園の入学定員に係る別表の規定の適用については、同表の北九州市立小倉北特別支援学校の項中「13人」とあるのは「22人」と、同表の<u>北九州市立小倉南特別支援学校</u>の項中「22人」とあるのは「40人」と、同表の北九州市立八幡特別支援学校の項中「22人」とあるのは「31人」と、同表の北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園の項中「39人」とあるのは「49人」とする。</p>	<p data-bbox="1205 199 1294 231">付 則</p> <p data-bbox="1137 359 1243 391">1 略</p> <p data-bbox="1153 438 2116 710"><u>(平成26年度における北九州市立小倉北特別支援学校、北九州市立企救特別支援学校、北九州市立小倉南特別支援学校、北九州市立八幡特別支援学校、北九州市立八幡西特別支援学校及び北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園の入学定員の特例)</u></p> <p data-bbox="1137 758 2116 1516">2 <u>平成26年度</u>における北九州市立小倉北特別支援学校、北九州市立企救特別支援学校、北九州市立小倉南特別支援学校、北九州市立八幡特別支援学校、北九州市立八幡西特別支援学校及び北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園の入学定員に係る別表の規定の適用については、同表の北九州市立小倉北特別支援学校の項中「13人」とあるのは「22人」と、<u>同表の北九州市立企救特別支援学校の項中「9人」とあるのは「13人」と</u>、同表の<u>北九州市立小倉南特別支援学校の項中「22人」とあるのは「31人」と</u>、同表の北九州市立八幡特別支援学校の項中「22人」とあるのは「31人」と、<u>同表の北九州市立八幡西特別支援学校の項中「13人」とあるのは「17人」と</u>、同表の北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園の項中「39人」とあるのは「49人」とする。</p>